

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長	平成26年7月14日
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市東山区今熊野北口吉町3番地	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 学校法人京都女子学園 理事長 芝原玄記 電話 075-531-7036

主たる業種	大学	細分類番号	8	1	6	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	財務部施設課において、エネルギー消費効率改善の施策を講じる。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,762.7	3,610.0	3,560.7	3,652.4	-4.1	
	評価の対象となる排出の量	3,638.4	3,610.0	3,560.7	3,652.4	-0.9	
	実績に対する自己評価	平成22年度末に校舎等4棟、平成23年度末に校舎1棟、平成25年度に校舎1棟が竣工し、利用を開始したため基準年度から3%減は達成できなかった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	学校	事業活動に伴う排出の量 (延床面積千㎡)	33.01	29.64	29.33	29.03	-11.14
		事業活動に伴う排出の量 ( )					
	実績に対する自己評価	平成22年度末に校舎等4棟、平成23年度末に校舎1棟、平成25年度に校舎1棟が竣工し、延床面積が増加したが、高効率照明及び冷暖房設備を導入しているため、排出量は減少した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		27.0	27.0	27.0	27.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備に努めるとともに、夏期間中(6月~9月末)に「kE'S」を実施した。					
	(24)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備に努めるとともに、夏期間中(6月~9月末)に「kE'S」を実施した。					
	(25)年度	高効率照明・空調・冷暖房設備等の適正な稼働及び定期的な保守点検・整備に努めるとともに、夏期間中(6月~9月末)に「kE'S」を実施した。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	学生・生徒・児童について公共交通機関の利用を原則とし、学生についてはバイクの使用も原則として禁止するなどの指導を行っている。また、平成23年度より学園内に分散して設けられていた駐輪場をまとめ、屋内駐輪場を新設し、より自転車の利用を促した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	学生・生徒・児童については、公共交通機関又は自転車の使用がほとんどである。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
合 計	0.0トン	0.0トン	0.0トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①附属小学校に太陽光発電システムを設置している。②京都市左京区大原尾越町に257,937㎡の自然林(京女の森)を所有し、専門家や学生による自然調査を実施している他、環境教育活動にも活用している。また当該自然林は、国により水源涵養保安林に指定されている。						
特記事項							

注 1 該当する場合には、し印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、し印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。